

氏名(本籍)	みや 寺 晃 夫 (東京都)		
学位の種類	博 士 (教育学)		
学位記番号	博 乙 第 1,127 号		
学位授与年月日	平成 7 年 11 月 30 日		
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 2 項該当		
審査研究科	教 育 学 研 究 科		
学位論文題目	現代教育哲学における分析主義から規範主義への転換に関する研究 — John White による「規範的教育哲学」の形成を中心に—		
主 査	筑波大学教授		佐 藤 三 郎
副 査	筑波大学教授	教育学博士	津 曲 裕 次
副 査	筑波大学教授	教育学博士	天 野 正 治
副 査	筑波大学助教授		新 井 保 幸

論 文 の 要 旨

本論文は、序章、第一篇—第四篇、結章から成り、第一篇—第四篇は各三章構成となって、全14章で構成されている。本文315ページ、文献目録17ページ、合計332ページで、1ページは1,258字、400字原稿用紙に換算すると1,044枚に相当する。(ただし注を含む。)

本論文は、価値の多様化や社会構成の多人種化という現代社会の急激な現実的变化が、教育の問題に何をもたらしているか、その結果、イギリスやアメリカを中心とする英語圏の教育哲学が、教育上の諸問題にどのような対応を示そうとしているのか、その解明を課題にしている。その対応のなかから、今後、どのようなタイプの教育哲学が現れてくるかは今のところ未知数であるとしながらも、著者は、現在生成中の新しい動向のなかにそれが予想されるとして、「規範的教育哲学」(Normative Philosophy of Education)という範型を立て、その論拠を示そうとする。その意味で、本論文は、新しい社会変化を前提に、現代の教育哲学動向をいわば先取りしようとする教育哲学論である。

第一篇の「分析的教育哲学の形成」では、1960・70年代のおよそ20年間にわたって、英国圏の教育哲学は分析哲学の影響下におかれ、従ってそれは「分析的教育哲学」(Analytic Philosophy of Education)と呼ばれる教育哲学であったこと、そこでは、教育に固有な論理と価値が存在することを想定し、これを、教育の概念分析や教育学言語の言語分析を通して、内在的・中立的に折出しようとする努力であった。従って分析的教育哲学は、認識論の上では合理主義に立脚すると同時に、思想的にはリベラリズムに依拠している、と著者は分析している。そして、この分析的教育哲学の登場と形成を、アメリカにおいては H. Broudy, I. Scheffler, A. Edel 等の教育哲学論を通して、また、イギリスにおいては R. S. Peters, P. H. Hirst, J. Wilson 等の教育哲学論を検討して明らかにしている。

第二篇の「分析的教育哲学の展開」では、分析的教育哲学の方法論—とりわけ言語分析の手法—の限界を検討し、英語の代表的な教育言語‘learning’の分析例を対象に、この点を明らかにしている。すなわち、‘learning’の言語分析を通して定式化される「学習」の意味は、英語という特殊な言語体系を超えて、果たしてどこまで超言語的に妥当性を有するのか、その点の反省と吟味なしに示されてきたこと、この普遍主義的姿勢に、分析的教育哲学の認識論的前提—合理主義—が端的に現れている、と著者は指摘する。しかし、多人種社会、またその結果としての多文化的社会が現実のものとなった今日、この前提の通用性自体が厳しく問い直されることとなっ

た事実に着目する。

もちろん著者は、分析的教育哲学も、1950年代後半以降の‘教育爆発の時代’に生まれた価値観の多様化に対応し、これを超えようとする試みであったことを認める。しかし、「言語」や「概念」というメタ次元に中立性の根拠を求めるその合理主義的発想は、70年代後半に至ると、社会の多元種化という新しい社会現実のなかで当然、相対化されざるを得なくなる。分析的教育哲学に代わる規範的教育哲学 (Normative Philosophy of Education) は、このように1980年代以降に顕著となった、これまでとは全く異質な価値観の多様化を前提に、それら諸価値の判定基準 (norm) の決定をみずからの課題とする教育哲学である、と著者は性格づける。

第三篇の「規範的教育哲学の形成」は、このような新しい教育哲学の生成と形成を、John White (現ロンドン大学教授) の全著書・論文を丹念に分析・評価し、彼の教育哲学の課題推移 (1960年代から今日まで) を事例にして、具体的に探っている。この研究成果は、著者が在外研究でロンドン大学に赴き、J. White 氏に直接の指導を受けながら確認しつつなされたものである。著者によれば、J. White はリベラリズムの立場を基本的に継承しながらも、Peters-Hirst のように、その立場を「教育的リベラリズム」の内部に囲いこむことはしないという。従って例えば、「共通に価値ある内容」の強制 (必修化) をめぐる正当化の問題に、彼はリベラリズムの立場から接近する。この問題を主題とする著書・1『必修カリキュラムを求めて』(Towards a Compulsory Curriculum, 1973) では、もはや概念分析の手法では解明できなくなった価値対立の問題が扱われている。そして、この著書・1 から著書・2『教育目的論・再説』(The Aims of Education Restated, 1982) にかけて、J. White は価値判断が多様に分かれる教育目的論を主題とするようになり、分析的教育哲学から次第に離脱していく。この過程が、第三篇では詳述されている。

著者は、J. White が分析的教育哲学からの離脱を決定的なものにし、新しい発想のもとで教育哲学を構想するためには、もう一つの契機が必要であったことを指摘する。それは、「個人の自由」に最大限の価値をおく自由尊重主義 (libertarianism) との対決である。すなわち、この自由尊重主義に立てば、「善さ」の決定は最終的に個人の判断に帰せられ、その結果「共通価値」の設定が不必要になるだけでなく、他者による教育的介入の可能性も限定されることになる。これに対して J. White は、個人の自律性 (autonomy) を価値として認めると同時に、他面では、社会的価値としての道徳性 (morality) にも注目し、この二つの価値を、人間の幸福 (well-being) を具体的文脈のなかで実体化していくという教育的視点のもとで、結び合わせていこうとする。この課題を主題としたのが、著書・3『教育と善き生—国家カリキュラムを超えて—』(Education and Good Life—beyond the National Curriculum—, 1990) であるという。

第四篇では、現代教育哲学における規範的教育哲学への変換を、(1)関連する学問領域でのパラダイム転換、特に倫理学を中心とする実践哲学の諸領域における転換のなかで位置づけ、(2)同時に、現代社会の急激な変化、特に多元種社会の現実化のなかで意義づける努力をしている。すなわち、規範的教育哲学への転換は、実践哲学の諸領域における分析的メタ倫理学から規範的実質倫理学への転換と連動しており、教育哲学を、社会哲学・法哲学・政治哲学などと課題を共有する実践哲学として、定置しようとする試みでもあったこと、従ってこの転換を意義づけるために、J. Rawls, R. Dworkin, B. Ackerman 等のリベラリズム論の教育的意義を検討している。また、現代社会における多元種化への教育対応としての「多文化的教育」(multicultural education) が、どのような教育理論を必要としているか、という側面から、規範的教育哲学の生成・形成される必然性を論証している。

以上の論述を通して、本論文は、分析的教育哲学がすでにその時代的使命を終え、規範的教育哲学に取って代えられていることを明らかにしようとした。前者は、概念分析の手法を用いることによって、教育哲学者自身の〈価値判断〉を回避しようとするが、実際にはその概念自体に、当初から特定の〈価値判断〉を仕込んでいた。しかし、それだけにとどまらず、問題はむしろ、「概念」や「概念分析」という名のもとで、特定の価値判断が論証抜きで‘客観的なもの’・‘中立的なもの’・‘公共的なもの’として述べられることであり、このような概念戦略をとる点に分析的教育哲学の真の難点があることを、著者は鋭く指摘する。

これに対して後者の規範的教育哲学は、概念のなかにではなく論議のなかに、すなわち、価値観の共通性を前提にできない人々の間での収束困難な現実的な議論のなかに、共通価値の正当化の論証を求める。それは、概念分析のような「安楽椅子の議論」ではなく、「とてつもない議論」(J. White)になることが予想されるが、それを避けずに、価値判断の公共的な正当化の根拠を求め続けていくのが、規範的教育哲学である、と著者は結論づける。

審 査 の 要 旨

著者は、1960・70年代の支配的動向であった分析的教育哲学の意義と限界を、多数の文献をもとに、的確に把握している。また、その限界をのり超える今後の新しい動向を John White の努力に求め、直接ロンドンに赴いて研究すると共に、帰国後も氏と接触を続けて、その意図や真意を確かめながらこの論文を完成させている。著者自身も断っているように、教育哲学における今後の動向はまだ不確定であるといえるが、現実社会の構造変化を基礎に、関連諸領域の新しい動向にも十分目を配りながら、教育哲学の将来的課題を予想する論述には十分な説得力があり、学術研究論文として成功している。また、精確な言語使用の方法のみによって、教育問題の解決・解消を図ろうとする最近の教育哲学の傾向・難点に対する批判としても、すぐれた研究意義を有している。論述はきわめて明晰で、かつ平易であり、このことは、著者のこの問題に対する学識の豊かさと深さを裏から証明している、といてよい。

副題にも用いられた J. White の教育哲学を特徴づける「規範的」(normative) の用語は、著者自身の命名によるものであるが、教育哲学の分野では、教育哲学の基本的機能・役割として、この語は古くからいろいろな形で用いられている。従って、下読み段階では別の命名を助言する意見もあったが、著者は、最近社会の特質に対応する新しい努力として、この用語の概念内容を十分に規定した上で、かつまた、J. White 氏の見解も直接聞きながら、最終的にこの用語を選んだ。形を変えながら「歴史は繰り返す」という感慨を深くし、筆者はこの経緯を却って面白いと思っている。また、多人種社会ゆえの価値観の多様化という現代社会の特質は、イギリスよりもアメリカの方がより深刻で、古い歴史を持つ。従って、アメリカの教育に関する研究が、著者の予想する教育哲学の今後のあり方をより具体化する上で、恐らく参考になるだろうと思われる。

よって、著者は博士(教育学)の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。